

「久留米競輪場再整備基本計画策定業務」に係る質問及び回答（令和3年6月25日回答）

No. (質問日)	質問	回答
1 (R3.6.19)	共同企業体としての提案参加は可能でしょうか。また、その場合、法人格は構成員それぞれが保有していればよろしいでしょうか。	本業務については、共同企業体としての企画提案は対象としておりません。なお、本業務仕様書4ページ「9 再委託の禁止」にて、再委託に関する内容を記載しておりますのでご参照ください。
2 (R3.6.19)	共同企業体での参加が認められた場合、提出する書類は構成員それぞれが提出する、という必要があるでしょうか。	上記1の回答のとおりです。なお、提出書類「様式7業務実施体制書」の枠外「【注意事項】2」をご参照ください。
3 (R3.6.19)	実績を確認する資料として「契約書の写し等」を添付する旨記載されておりますが、守秘義務の観点から、契約書の写しの金額部分はカバーアップ等を行い（金額が見えない状態で）ご提出することで宜しいでしょうか。	構いません。
4 (R3.6.19)	本業務を受託した場合、今後の久留米競輪場再整備の設計業務への参画が不可能になることがあるでしょうか。	久留米競輪場再整備基本計画策定後の予定は未定です。ただし、本業務を受託することで今後の久留米競輪場再整備に関する業務への参画が不可能になることはありません。
5 (R3.6.19)	業務を受託できた場合、着手金をご請求することは可能でしょうか。	本業務では、着手金（前払金）等による支払いは想定しておりません。
6 (R3.6.21)	実施要項9の(1)の②のウ（4頁）の「業務実施体制書（様式7）」の部数が6部となっていますが、この内訳は「企画提案書」と同様に「正本1部・副本5部」で、副本に会社名は入れないという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「久留米競輪場再整備基本計画策定業務」に係る質問及び回答（令和3年6月25日回答）

No. (質問日)	質問	回答
7 (R3.6.21)	実施要項の10の(2)の④のカ(5頁)に「サウンディング型市場調査」を行うことが予定されていますが、この対応についての支援等も本業務(久留米競輪場再整備基本計画策定業務)に含まれるとの理解でよいでしょうか。	民間事業者の優れた知見を計画へ採用すべくサウンディング型市場調査を行う予定ですが、実施時期、実施内容等の詳細は今後決定します。詳細が決まり次第、仕様書「7 業務管理(2)」の会議の際に協議させていただきたいと考えております。
8 (R3.6.21)	本業務(久留米競輪場再整備基本計画策定業務)を受託した者(再委託先を含む。)、及び本業務を受託した者(再委託先を含む。)と資本面、人事面等において関連があると認められる者は、久留米市が久留米競輪場再整備事業の設計、建設、維持管理及び運営の委託先を特定するための公募手続きに参加できないとの理解でよいでしょうか。	上記4と同じです。
9 (R3.6.21)	様式5「同種・類似業務実績表」及び「業務実績を確認できるもの(契約書の写し等)」において、公共施設等の整備を実施する民間事業者から受託した業務を記載する場合、当該民間事業者との間の守秘義務により契約金額のみを非表示としても差し支えないでしょうか。	上記3と同じです。
10 (R3.6.21)	本業務(久留米競輪場再整備基本計画策定業務)の実施にあたり、敷地測量図、地盤調査資料(ボーリング柱状図など)、及び既存建物図面等は提示頂けるとの理解でよいでしょうか。	久留米競輪場が立地する正源氏公園の部分的な境界測量図及び公園丈量図並びに部分的な競輪場の既存建物の図面(平面図)は提示できます。なお、ご質問いただいたボーリング柱状図に該当すると思われるものは所有していません。